＜参　考＞ いきいきふるさと推進事業　助成金の計算方法

計算式①　市町村直営事業（市町村が単費で実施した事業）の場合　※収支決算書（別紙様式2）【市町村】の決算額による。

【収入】決算額　一般財源 [　　]（本助成金充当前の額）× 1/2 ＝ 基礎額【A】[　　]

【支出】決算額　合計額 [　　] － 対象外経費 [　　] ＝ 対象経費 [　　] × 1/2 ＝ 基礎額【B】[　　]

【助成決定額】　基礎額【C】[　　]※市町村に通知した助成決定通知書に記載された額

【上限額】　基礎額【D】[　　]※助成金の上限額は「広域事業3,000,000円」「小規模事業1,000,000円」

理事長特認事業は広域事業5,000,000円、理事長特認事業のうち重点支援事業（地方創生）は広域事業5,000,000円、小規模事業2,000,000円が上限

⇒基礎額【A】【B】【C】【D】のうち最も低い金額 [　　] 円（万円未満切り捨て）＝ **助成金確定額**

計算式②市町村直営事業で国・道補助金等の特定財源がある場合　※収支決算書（別紙様式2）【市町村】の決算額による。

【収入】決算額　合計額 [　　] － 特定財源 [　　] ＝ 一般財源（本助成金充当前の額）[　　] × 1/2 ＝ 基礎額【A】[　　]

【支出】決算額　合計額 [　　] － 対象外経費 [　　] ＝ 対象経費 [　　] × 1/2　基礎額【B】[　　]

【助成決定額】　基礎額【C】[　　]※市町村に通知した助成決定通知書に記載された額

【上限額】　基礎額【D】[　　]※助成金の上限額は「広域事業3,000,000円」「小規模事業1,000,000円」

理事長特認事業は広域事業5,000,000円、理事長特認事業のうち重点支援事業（地方創生）は広域事業5,000,000円、小規模事業2,000,000円が上限

⇒　基礎額【A】【B】【C】【D】のうち最も低い金額 [　　] 円（万円未満切り捨て）＝ **助成金確定額**

計算式③　市町村が実行委委員会等に補助金等を支出して実施した事業の場合　※収支決算書（別紙様式2）【市町村】及び【団体】の決算額による。

収支決算書（別紙様式2）【市町村】

【収入】決算額　一般財源 [　　]（本助成金充当前の額）－ 団体収支差額 [　　] ＝ 対象経費 [　　] × 1/2 ＝ 基礎額【A】[　　]

【支出】決算額　合計額 [　　] － 対象外経費 [　　] ＝ 対象経費 [　　] × 1/2 ＝ 基礎額【B】[　　]

収支決算書（別紙様式2）【団体】

【支出】決算額　合計額 [　　] － 対象外経費 [　　] ＝ 対象経費 [　　] × 1/2 ＝ 基礎額【C】[　　]

【助成決定額】　基礎額【D】[　　]（市町村に通知した助成決定通知書に記載された額）

【上限額】　基礎額【E】[　　]※助成金の上限額は「広域事業3,000,000円」「小規模事業1,000,000円」

理事長特認事業は広域事業5,000,000円、理事長特認事業のうち重点支援事業（地方創生）は広域事業5,000,000円、小規模事業2,000,000円が上限

⇒　基礎額【A】【B】【C】【D】【E】のうち最も低い金額 [　　] 円（万円未満切り捨て）＝ **助成金確定額**